

第 8 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成21年11月20日

(平成20年度決算)

(審査取りまとめ)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 8 回 熊本県議会

決算特別委員会会議記録

平成21年11月20日(金曜日)

午前10時1分開議

午前10時26分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 「第3 歳入確保と予算執行」について
- (2) 「第4 施策推進上改善又は検討を要する事項等」について

出席委員(11人)

委員長 小 杉 直
 副委員長 小早川 宗 弘
 委 員 山 本 秀 久
 委 員 松 村 昭
 委 員 平 野 みどり
 委 員 吉 永 和 世
 委 員 田 代 国 広
 委 員 吉 田 忠 道
 委 員 船 田 公 子
 委 員 渕 上 陽 一
 委 員 浦 田 祐三子

欠席委員(1人)

委 員 竹 口 博 己

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

出納局

会計課長 田 上 勲

事務局職員出席者

議事課長 東 泰 治
 議事課課長補佐 中 村 時 英
 議事課参事 小 池 二 郎

午前10時1分開議

○小杉直委員長 ただいまから、第8回決算特別委員会を開会いたします。

第2回委員会から合計6回にわたって、部局ごとに審査を行ってきたわけでありますが、本日は、その審査結果について取りまとめを行います。

まず、資料1の委員長報告の章立てについてであります。本年度は、例年に準じて5章立てで作成したいと思っております。

内容については、資料1のとおりであります。

次に、5章のうち、お手元にお配りしております資料2の「第3 歳入確保と予算執行」及び資料3の「第4 施策推進上改善又は検討を要する事項等」についてお諮りいたします。

これは、各部局ごとの審査の中で、概ね50項目の指摘がありましたが、各委員から出された意見を踏まえ、できるだけ委員会の総意となるよう留意しながら、より重点を絞って取りまとめたものであります。

もちろん、個々に触れなかった項目についても、委員会議事録にも掲載されますし、当然執行部において改善、検討されると考えています。

まず「第3 歳入確保と予算執行」は総論に当たる部分であり、各部局に共通する重要な点について、より踏み込んで取りまとめたものであります。

この部分で本委員会の基本的考えを示したところであります。

次に「第4 施策推進上改善又は検討を要する事項等」については、各論に当たる部分ですが、より重点を絞って、各部局に関する事項について取りまとめたものであります。

それでは、まず、担当書記に朗読させま

す。

○中村議事課課長補佐 担当書記の中村でございます。よろしくお願ひいたします。

では、先生方の資料3ページをお願いいたします。「資料2」となっていると思いません。

朗読します。

第3 歳入確保と予算執行

次に、歳入確保と予算執行について申し上げます。

まず、一般会計及び特別会計の収入未済の解消については、関係部局においてそれぞれ対策が講じられていますが、歳入確保及び公平性の観点から、さらに一層徹底した徴収促進に努めるよう指摘したところであります。

次に、予算の執行面についてであります。昨年の不適正経理の発覚以降、職員の法令遵守意識の向上に向けた職員の意識改革や資質の向上、不適正経理を防止する物品調達・物品管理システムの構築、予算執行システムの見直しなど、議決の趣旨に沿った適正な執行に向け、取り組みが進められているところであります。

こうした中、11月11日には、今回の審査対象年度ではないものの、会計検査院から平成14年度から平成19年度に係る国庫補助事務執行について、指摘を受けたところであります。

今後、国へは、国庫補助制度の弾力的運用を求めるとともに、県においては、このようなことが二度と繰り返されることのないよう、適正な公金管理と厳正な会計処理の徹底を強く求めるものであります。

次に、各会計ごとの予算執行については、危機的な財政状況の中、おおむね所期の目的を達成したものと認められます。

しかしながら、事務的経費の節減以外に多額の不用額を出している事業もあるの

で、限られた財源をより効果的に活用するためにも、予算の編成及び執行に当たっては、さらに工夫するよう重ねて指摘したところであります。

以上、20年度決算の全般的な事項について申し上げましたが、本県財政は、まさに危機的な状況にあり、加えて米国発の金融危機に端を発する国内経済状況の低迷などにより、更に厳しい状況になってきております。

一方、少子高齢化への対策をはじめ、景気や雇用問題、環境問題並びに新型インフルエンザの対策等多くの課題を抱え、行政需要はますます増大していくことが見込まれます。

このような中、歳入面では、税収の確保、資産の有効活用、未収金の早期解消等、歳出面では厳正な優先順位づけなど歳出全般にわたり、一層の事務事業の見直しと重点化を全庁的な取り組みとして行うよう要望したところであります。

これが資料の2です。次のページをお願いいたします。4ページ、資料の3になります。

読みます。

第4 施策推進上改善又は検討を要する事項等

審査の過程において各委員から出されました、施策推進上改善又は検討を要する事項について申し上げます。

【 共 通 】

- 1 収入未済の解消については、関係部局においてそれぞれ努力の跡が見られるが、財源の確保及び負担の公平性の観点から、さらに一層効果的で徹底した徴収促進に努めること。

(総務部、健康福祉部、商工観光労働部、農林水産部、土木部、教育委員会、警察本部)

- 2 国が開発した自動車保有関係手続のワ

ンストップサービスシステムの管理経費等として、本県は負担金を支出しているが、事業開始から4年経過しているにもかかわらず国とのシステム接続ができておらず、活用できていない状況にある。

制度のあり方あるいは改善の方向性等について適切な対策を取ること。

（総務部、警察本部）

【総務部】

- 3 経済情勢の変動を受け、税収が見込み額を大きく下回る中、収入未済額も増加傾向にある。

市町村との連携を含めて、費用対効果も十分踏まえながら、さらに適切かつ効率的な徴収対策を講じること。

【地域振興部】

- 4 並行在来線である肥薩おれんじ鉄道については、高齢者の乗継ぎに配慮した運行ダイヤや停車ホームの設置など、地域の実情に応じた利便性の向上を更に図っていくよう肥薩おれんじ鉄道株式会社に対して改善を求めるとともに、今後とも、沿線地域の意見を良く聞き、連携して利用促進等に取組むこと。

【健康福祉部】

- 5 地域保健医療計画については、保健所の所管区域をベースに計画の策定がなされてきたが、高速自動車道の整備など、交通網の発達に伴い県境を越えた連携も必要と考えられるので、次期地域保健医療計画においては、こうした実情を踏まえたところで検討を行うこと。

【環境生活部】

- 6 「改定・熊本県の保護上重要な野生動物植物レッドデータブックくまもと2009」の印刷委託や光化学オキシダント測

定局設置工事の発注において、誤ったデータの提供や積算誤りが発生し、修正や再入札を余儀なくされた。

このようなことのないよう、原因究明を行い、事務執行の進行管理やチェック体制が充分働くよう体制整備を行うとともに、再発防止に努めること。

【商工観光労働部】

- 7 中小企業振興資金の未収金については、これまでも債権回収に取り組まれているが、依然として高額を示したままとなっている。

今後も、滞納先の訪問強化等を行い、さらなる未収金の回収に努めること。

【農林水産部】

- 8 国営土地改良事業費負担金の収入未済額は、依然として高い額となっている。

地域の担い手の経営規模拡大や企業参入の支援などの営農支援を図るなどして、収入未済の解消に努めること。

【教育委員会】

- 9 教員の研修には、制度として、初任者研修と10年経験者研修があるが、教員の資質を疑われるような事例の発生が見受けられるので、人間としての規範意識を高める研修や現場における研修等に重点的に取り組むこと。

- 10 育英資金等の未収金は、増加傾向にある。督促業務にかかる職員等の増員により、実態把握は進んでいるようではあるが、未収金回収の実績に繋がるように取り組むこと。

【警察本部】

- 11 団塊世代の退職期を迎え、高度の捜査技術等を持つ熟練職員の大量退職が続いている。

治安の低下を招かないよう、退職職員の持っている捜査技術等が確実に伝授されるような対策に取り組むこと。

【企業局】

12 阿蘇市車帰の風力発電施設については、当初計画の電力供給量の約半分程度しか実績がなく低迷している状況にある。

また、平成20年度には、風車の一部において、部品の破損により長期間にわたり発電できない状況も発生している。

今後、企業会計の経済性の発揮という観点から、このようなことが起きないように適切な運営に努めること。

13 有明工業用水道事業については、新たな企業立地はなく、また、既存の企業の使用水量も減少するなど、厳しい経営環境が続いている。

それに伴い、累積欠損も増加しており、未利用水対策は、大きな課題である。

今後、商工部門との連携を図るなど、工業用水需要等の確保に努めること。

以上であります。

○小杉直委員長 今回の案について、委員の皆さんから御意見はありませんでしょうか。

○吉田忠道委員 まず、資料の2の方ですけども、全般的なところで、昨年の会計検査で不正経理の問題が出まして、あれは平成20年度にもまたがったわけですね。平成16年から20年までですから、昨年は19年度分を決算しましたけれども、今年度は20年度について決算しました。したがって20年度も不正経理はそのまま残っておるわけです。

その付近のところの記載がこのままではちょっと不十分じゃないかなというふうに思います。それが1件。

もう一件は、平成20年度の補正予算で、いわゆる平成21年度につながる13カ月予算ということを組みました。そういうことで、平成20年度は、例年になく多額の繰越明許費が出ているはずですが、例年とは全然違う繰越明許費が出ておりますので、その付近のことをもう少しつけ加えて書いてもらった方がいいのではないかというふうに感じました。

以上です。

○小杉直委員長 わかりました。第1点について、もう一遍ちょっと説明をお願いします。

○吉田忠道委員 第1点は、去年の報告には、19年度決算における不適切な経理についての細々した数値が書いてあります。ことしは、20年度にもこれはまたがっておりますので、そこまで書く必要があるかどうかは別にして、20年度についても不適正経理があったということを、明確にこの中にもう少しつけ加えてもらった方がいいのではないかという意見でございます。

○小杉直委員長 去年の決算委員会で御承知と思いますが、認定を保留しましたですね。その理由は、県独自で自主調査した中に、19年度分があったということで、認定を保留したいきさつがあるわけですね。

19年度分が入ったということで去年の決算委員会では19年度審査しましたから、それで保留して不認定をしましたですね。

今度の会計検査の不適正経理の公表は、平成14年から19年度分であって、この私たちの20年度の決算委員会には関係ないということで、今回そのようなことで進んでいるわけですが。

○吉田忠道委員 いや、20年度の決算をやっておるわけですから、20年度にも当然不正経

理は発生しておるわけです、既に。

○小杉直委員長 それは自主調査でしょ。ことしやった自主調査の中でしょ。

○吉田忠道委員 去年から引き続いて、去年の時点は19年度決算したんですけども、20年度の分まで判明したわけですね、去年は。だから、既に20年度の決算をしているわけですけども、その中には当然不適切経理が発生しているわけですね。だからその件を何も書かなくていいのかなというのが私の……

○小杉直委員長 その考え方としては、今吉田委員がおっしゃった考え方と、自主調査については既に公表して、それについてはそれなりの措置を既に済ませとるから、もういいのではなかろうかというふうな考え方、その2点ありますね。

○吉田忠道委員 もう一件は、それに絡みまして、この平成20年度の決算についても認定ができるのかなという疑問も若干あるわけです。平成20年度の一般会計については、果たして認定していいのかなという疑問がちょっとあるわけです。

○小杉直委員長 ほかに御意見はございませんか。

事務局に尋ねるけれども、今度の20年度の決算の決算審査の中には不適正経理はありましたか。

○中村議事課課長補佐 先ほど言われたように、最初の調査をするときには、前半部分、要するに4月からの何カ月間分については事実あったように考えております。

ただ、その後は、ちゃんとその分を訂正をされて、20年度末には正しい形になっているというふうに理解しておりますが。

○吉田忠道委員 20年度末には正しくなっている。

○中村議事課課長補佐 ちゃんとした形に、執行部の方で行ったというふうに認識をしておりますが。

○吉田忠道委員 平成20年度の調査した途中までは既にもう不正経理は発生しておるわけです。それは、発生した後の訂正というのはきかないんですよ。それ以後の予算の執行についてはそれを踏まえて適正にやっているけれども、それまでについては既定の事実だから。やってしまったわけですよ。

○小杉直委員長 せっかく会計課が来ているから、今についての経過をちょっと概略説明して。

○田上会計課長 会計課でございます。

昨年12月に、いわゆる不適正経理処理に関する内部それから外部の調査委員会を設置いたしまして、15年度から20年度までの自主調査という形で調査をしております。それで、今委員の方からお話があったように、実は、20年度も入っております。金額としては300万ほど生じております。それにつきましては、昨年の2月の議会で、いわゆる調査委員会の結果報告という形で報告をさせていただいております。

一応経緯はそういうところでございます。

○小杉直委員長 わかりました。

一応それでけじめをつけるとというような方向になっておるものですから、昨年にかけて、あえてまた不認定する必要はないんじゃないかなというふうなことの考え方ですわいな。

去年、19年度の決算審査の中で、その分が

含まれているということが判明しましたし、自主調査ではっきりしたものですから、一たん不認定をしたわけですが、しかし、吉田委員がおっしゃったように、20年度分も一部入っておりますけれども、既に、田上氏が説明しましたように、公表して、それへの措置をして、そしてその後の再発防止策まできちんと打ち出しておりますので、ことしもあえてそれについて不認定までする必要はないのじゃないかということが1点と、会計検査院が調査した面につきましては、14年度から19年度分ですから、今回の決算委員会の審査の年数に入りませんので、それはもう別扱いというようなことの方針ですたいね。

ほかに、今の吉田委員に対する意見とかはございませんでしょうか。

私の説明と委員の説明は大體御理解でございますか。

もう一つは、なかなかいろいろ財務状況は厳しい環境の中で、県の職員さんたちは一丸となって前向きに前進していただかないといかぬ環境の中で、一たんけじめをつけた分については、さらにまた繰り返すということについては、変な言い方になりますが、少し後ろ向きといいますか、前進していただかないといかぬ県政の中で、やや足を引っ張るおそれがあるのじゃないかということ、厳しく考えますならば、本年度も吉田委員がおっしゃったような意味も十分わかりますけれども、ここは、本議会でも知事が反省の弁を述べ、再発防止もきちんとした説明をした後のことですから、どうぞひとつ、今後は再発しないように一丸となって県政に邁進していただきたいという気持ちが割合あったものですから、そういうことで、あえてもうその分を取り上げて、今回の報告事項には上げていないというのが真情でございますけれども、いかがでしょうか。

○吉田忠道委員 この委員会の認定について

は、基本的には全会一致ですか。

○小杉直委員長 そうですね。

お気持ちとか方針は十分わかりますけれども、なかなか、政権交代して、来年度予算はどうやって編成しようかということも、まだ国の方が予算編成が済んでおるといいますか、暫定予算もできていない状況で、非常に苦慮している状況の中で、職員たちも戦々恐々としながら、情報も十分以前のようにとれない環境になっておりますので、非常に苦慮しながら来年度予算に向けてどうあるべきかということで、非常に大苦勞しておりますので、反省すべき点は反省しとるならば、今後再発しないような形で、どうぞ頑張ってくださいというのが決算委員会の気持ちということで、あえてそこは出していないわけですが、すけれども。

○吉田忠道委員 委員長のお気持ちは十分理解できます。だから、前向きに持っていかないかぬことは私も当然だと思っておりますけれども、この20年度の決算ということについては、これは過去のことをやっているわけですので、それをそのまま認定していいのかどうかについては若干の疑問が、私自身はちょっとじくじたるものがあるものですから質問させていただきました。

○小杉直委員長 委員の方の御意見はございませんでしょうか。

それならば、時間を余りかけるのも、もう論点ははっきりしておりますので、なるべくなら全会一致でということをお願いしたいわけですが、吉田委員のお気持ちとか方針もわかりますし、ほかの委員の方々のお気持ちも察しておりますので、多数決でということにいたさざるを得ないと思っておりますが、それでよいでしょうか。

そうしますと、今お話がありました資料2

の部分、第3の歳入確保と予算執行の件につきまして、このような報告ということによろしい方は手を挙げていただくということによろしく願います。

（賛成者挙手）

○小杉直委員長 ありがとうございます。
賛成多数ということで、これは採決したいと思いますが、吉田委員、それでどうぞひとつ御理解をお願い申し上げます。

ほかに何か御意見はございませんでしょうか。

それでは、本日の結果を踏まえて、先ほど申し上げた観点から、さらにまたいろいろ検討を加え、次回の委員会で委員長報告(案)を提案することといたします。

今回は、第9回決算特別委員会となりますが、11月27日、本会議終了後直ちに開会し、決算の認否及び委員長報告(案)の審議を行うこととしておりますので、御協力をお願い申し上げます。

それでは、これをもって、第8回決算特別委員会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでございました。

午前10時26分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

決算特別委員会委員長